

公立・公的病院の「再編・統廃合」押し付けをやめ、地域医療の拡充を求める意見書(案)

全国の医療機関で、新型コロナウイルス感染症から国民の命と健康を守る奮闘が続けられています。そのなかで、感染症病床の6割をになう、公立・公的病院の役割の重要性が改めて浮き彫りになっています。これまで政府が病院の統廃合や病床削減、保健所の統廃合などを進めてきた路線を見直し、医療体制の抜本的な充実をはかることが求められています。

厚生労働省は昨年9月、公立・公的病院の4分の1強にあたる全国424の病院を名指しでリストアップし、病床削減や医療機能の再編・統合への「再検証」を一方向的に要請しました。

この厚労省の要請は、地域の病院の実状や現状を勘案することなく、2017年度の報告データを基に全国一律の基準で「抽出」されたものであり、これに基づいて再編・統合が進められれば、地域での医療を必要とする患者・住民が、安全で質の高い医療を受けることができなくなります。

また、今回の厚労省のリストでは、53施設767床の感染指定医療機関が再検討の対象とされています。新型コロナウイルス感染症の対応と拡大防止が今後長期間にわたって迫られるなかで、いまこそ、これまで医療提供体制の縮小再編をすすめてきた方針を見直し、公的・公立病院の統廃合方針を撤回すべきです。しかし、政府はいまだに統廃合推進の方針を変えず、今年9月までに統廃合の結論を出す期限も変えていません。

よって、国および政府は、この間の新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、ただちに、病院の統廃合やベッド削減の方針を撤回したうえで、地域医療の拡充にむけた検討に転換することを強く求めます。

6月議会に向け日本共産党として「是非、交野市議会として国や府へ意見書を提出したい!」と3本の意見書を提出しました。

黒川弘務東京高検前検事長の厳正な処分および、定年延長の閣議決定の撤回を求める意見書(案)

東京高検元検事長の黒川弘務氏が、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために緊急事態宣言が出されている中で、全国紙記者らと賭けマージャンをしていたことが発覚し、辞任しました。辞任は当然であり、訓告という甘い処分です。幕引きするわけにはいきません。人事院の指針、東京高検の指針では、常習賭博は停職、免職の対象とされています。改めて厳正なる処分を求めます。

また、政府・与党は、国民の厳しい批判をうけて、内閣の一存で特定の検察幹部の定年延長を特例的に可能とする検察庁法改定案の今国会成立を断念しましたが、この発端となった黒川氏の定年延長の閣議決定は撤回されていません。

検察庁法は、定年を検事総長は65歳、検事長を含む検察官は63歳と定めています(第22条)。ところが黒川氏は2月8日で63歳になるため、退官となることを、安倍内閣が1月31日の閣議決定で、定年を半年間延長したことは、検察庁法に違反する前代未聞の人事です。安倍内閣が定年延長の根拠にあげる国家公務員法81条の3の勤務延長は、検察官には適用されないとするのが立法当時からの一貫した政府解釈であり、この立場にも反しています。

法律を無視して行われた黒川氏の定年延長の閣議決定は、立法権に対する侵害であり、三権分立に対する侵害です。この閣議決定を残せば、これを認める法案が再び出される危険が残ります。よって、三権分立と法治国家を壊す、黒川氏の定年延長の閣議決定そのものを撤回することを強く求めます。

2020年6月7日
NO. 1723

【発行】

日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ

私部 1-1-1
☎ 892-0121
(内線 301)



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎ 894-2835



藤田 まり
私部西 2-16-13-310
☎ 397-3027



北尾 まなぶ
倉治 7-8-7
☎ 893-3163